

米国: Final Rejection後の補正等について

米国特許法において、Final Rejection後の補正等に関する改正規則が2004年9月13日に施行されました。

改正点は、以下の通りです。

(1) 従来、Final Rejectionを受けた後、Notice of Appeal を提出する前又は提出と同時に、Notice of Appeal を提出した後、及び Appeal Briefを提出した後いずれも補正をすることができましたが、その補正がEntryされるためには、規則1.116に従う必要がありました。

本改正では、規則41.33が新設され、 のタイミングで提出された場合の補正の範囲が制限され、原則として、クレームの削除又は従属クレームを独立クレームに書き直すための補正に制限されることになりました。

(2) また、Affidavitや他の証拠の提出については、 のタイミングで提出する場合も、今回の改正で、Entryされるための条件が、従来より厳しくなりました。

以上の改正点の詳細につきましては“Federal Register 12 August 2004” (<http://www.uspto.gov/web/menu/current.html>) をご参照下さい。

以上